

10月受診分 小・中学生医療費の 助成制度が変わります

小・中学生への子ども医療費の助成は、市民のみなさんの大切な税金を財源に市が独自に行っています。 市では限りある財源の効果的な活用と、負担の公平を図るため「所得制限」と「税などの完納要件」の支給制限を 導入します。

所得制限と税などの完納要件の両方を満たしている場合に、支給が受けられます。

◇所得制限

保護者とその配偶者のうち、所得が高いかたの所 得額が限度額未満のときに支給が受けられます。

扶養親族 などの人数	0人	1人	2人	3人
限度額	630万円	668万円	706万円	744万円

※4人以上のときは、1人につき38万円ずつ加算されます。

◇税などの完納要件

保護者とその配偶者が下記9項目を完納してい ることが必要です。

1 市民税

2 固定資産税

3 都市計画税

4 軽自動車税

5 国民健康保険税

6 学校給食費

7 保育所保育料

8 留守家庭児童保育料

9 市立幼稚園保育料

現在、受給資格証をお持ちのかた



平成25年10月以降は更新手続きが必要です。 6月に対象世帯へ申請書類を郵送します。

受給資格証をお持ちでないかた



申請が必要です(ひとり親家庭等医療費・重度心身障害 者医療費・生活保護を受給中のかたなどは対象外です)。 資格は申請日から開始です。子育て支援課、各支所、川 □駅前行政センターの窓□で早めに申請してください。

問い合わせ…子育て支援課 🖍 048-258-1113 🕅 048-252-7776

市民投票は、市の自治の実現に重大な影響を与える事項について、市民のみなさんの意思を確認するために 実施されるものです。

条例制定の経緯

平成21年4月に施行した川口市自治 基本条例では、「市長は、市民もしくは議 会から請求があったとき、または自ら必 要があると判断したときは、市民投票を 実施する|と規定され、投票に必要な事 項は、別に条例で定めるとしています。

これを受け、公募による市民を含めた 策定委員会での審議と、市民からの意見 募集(パブリックコメント)を経て、平成 25年4月1日に「川口市市民投票条例」 を施行しました。

市民投票の実施を市長に請求するには

市 (請求資格者) 請求資格者の総数の6分の1以上の署名が必要 です。

市議会

議員定数の12分の1以上の賛成を得て提案後、 出席議員の過半数の賛成が必要です。

※市長からも発議できます。

●投票資格者

川口市の議会の議員および長の選挙権をもつかた

投票の成立要件

投票総数が、投票資格者数の2分の1以上で成立

■結果の尊重

市議会、市長およびその他の執行機関は、市民投票の結果を 尊重しなければなりません。

問い合わせ…総合政策課 ぐ048-259-7627 M048-257-1008 🖂 040.01000@city.kawaguchi.lg.jp